



令和3年10月13日（水）

報道関係者 各位

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 監督課  
課長 佐藤 明士  
過重労働特別監督監理官 下川 眞徳  
過重労働特別監督監理官 佐藤 邦彦  
過重労働特別監督監理官 本間 公紀  
(電話) 045(211)7351

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

神奈川労働局（局長 川口達三）では、「過労死等防止対策推進法」に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」に、過労死等をなくすため、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催や「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」は、厚生労働省が主唱し、当局と過労死等の防止のための活動を行う民間団体が連携し、神奈川県、横浜市の後援により、11月1日に開催します。

「過重労働解消キャンペーン」は、11月1日から30日の間、特に、労使の主体的な取り組みを促しつつ、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

### 【取組概要】

#### 1 国民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

開催日時：令和3年11月1日（月）13:30から16:15（受付13:00から）

会場：日石横浜ホール（神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1-8）

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申込みください。

[https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushi-sympo/page\\_kanagawa.html](https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushi-sympo/page_kanagawa.html)

#### 2 過重労働解消キャンペーン

##### (1) 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施に先立ち、神奈川労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力を文書で要請します。

##### (2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

神奈川労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。

なお、本年度のベストプラクティス企業の詳細につきましては後日発表させていただきます。

### (3) 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

### (4) 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

10月31日(日)から11月6日(土)を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。また11月6日(土)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

#### 《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-<sup>なくしましょう</sup>794-<sup>長い残業</sup>713 (フリーダイヤル)

実施日時：令和3年11月6日(土) 9:00~17:00

都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

### (5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を実施します。

(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ]

<https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki\\_jun/campaign.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki_jun/campaign.html)

## ◎ 大企業・親事業者による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を促します

長時間労働の要因として、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」によるものがあります。

このような大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、神奈川県労働局では、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間として、過重労働解消キャンペーンの取組に併せて、「しわ寄せ」防止に係る取組を行います。

#### ・ 使用者団体等への要請

神奈川県労働局長による使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請において、あわせて「しわ寄せ」防止に係る要請を行います。

#### ・ 大企業・親事業者が遵守すべき関係法令の周知徹底

相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。